

○大府市スポーツ振興補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第34条の規定に基づき、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において交付する大府市スポーツ振興補助金等（以下「補助金等」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費等)

第2条 この要綱に基づき交付する補助金等の種類、補助金等の交付の対象となる団体（以下「対象団体」という。）及び補助金等の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金等の交付申請)

第3条 補助金等の交付を申請しようとする団体（以下「申請団体」という。）は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(補助金等の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金等の交付を決定するものとする。この場合、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第5条 市長は、補助金等の交付を決定したときは、規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書により、その内容及び交付決定に付した条件を申請団体に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第6条 補助金等の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）が、当該決定に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助団体は、補助金等の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、規則第10条に規定する補助事業等実績報告書に補助事業収支決算書を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金等の交付)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書等の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金等を交付する。ただし、補助金等の交付の目的を達成するために市長が特に必要があると認めるときは、補助事業の完了の前に補助金等の全部又は一部を前渡しすることができる。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

別表（第2条関係）

	補助金等の種類	対象団体	対象経費
1	体育協会補助金	大府市体育協会	体育協会運営等に関する経費
2	大府シティ健康マラソン大会交付金	大府シティ健康マラソン大会実行委員会	大府シティ健康マラソン大会運営等に関する経費
3	大府ジュニアバドミントン大会交付金	愛知ジュニアバドミントン大会大府オープン実行委員会	大府ジュニアバドミントン大会運営等に関する経費
4	愛知万博メモリアル市町村対抗駅伝競走大会交付金	愛知万博メモリアル市町村対抗駅伝競走大会実行委員会	愛知万博メモリアル市町村対抗駅伝競走大会運営等に関する経費
5	近接中学校ソフトテニス大会交付金	大府市ソフトテニス連盟	近接中学校ソフトテニス大会運営等に関する経費
6	ニュースポーツフェスタ交付金	ニュースポーツフェスタ実行委員会	ニュースポーツフェスタ運営等に関する経費